

高知県たばこ対策啓発キャラクター等使用取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県が著作権を有する高知県たばこ対策啓発キャラクター及びロゴマーク（以下、「キャラクター等」という。）の使用許諾について定める。

(定 義)

第2条 この要綱においてキャラクター等のデザイン及び設定は別紙1及び別紙2のとおりとする。

(使用料)

第3条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

(使用対象者)

第4条 高知県健康政策部保健政策課長（以下「課長」という。）は、「20歳未満の喫煙防止」、「禁煙」又は「受動喫煙防止」等たばこ対策の啓発を目的とした事業を展開する地方公共団体、企業、その他各種団体に対し、キャラクター等の使用を許諾する。

2 前項の規定にかかわらず、課長が特別に認める場合は、キャラクター等の使用を許諾するものとする。

(使用申請)

第5条 キャラクター等の使用を希望する者は、この要綱を遵守することを前提に、あらかじめ課長に「高知県たばこ対策啓発キャラクター等使用許諾申請書」（第1号様式。以下、「申請書」という。）を提出し、許諾を受けなければならない。

2 次のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。ただし、事前に使用見本を課長に提出すること。

(1) 国、地方公共団体が使用するとき。

(2) その他、課長が特に認めるとき。

3 申請書には、キャラクター等を使用しようとする商品等の見本（以下、「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、キャラクター等を使用する商品等が確認できる写真等の添付によることができる。

(許諾の決定)

第6条 課長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、「高知県たばこ対策啓発キャラクター等使用許諾書」（第2号様式。以下、「使用許諾書」という。）又は「高知県たばこ対策啓発キャラクター等使用不許可書」（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 課長は、前項の規定により許諾する場合において、キャラクター等の使用許諾に係る条件を付することができる。

3 課長から使用許諾を受けたもの（以下、「使用者」という。）は、許諾を受けた事項以外の目的にキャラクター等を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

4 課長は、申請内容が次のいずれかに該当する場合は、キャラクター等の使用を許諾しないものとする。

- (1) 使用方法及び目的が、キャラクター等の作成の趣旨に反すると認められたとき。
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (3) 高知県の信用やイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) 企業宣伝等の営利目的等の使用。
- (6) その他、課長がキャラクター等の使用について不相当と認めるとき。

5 前項の規定にかかわらず、課長が特別に認める場合は、キャラクター等の使用を許諾することとする。

(使用上の条件及び遵守事項)

第7条 使用者は、第7条第2項に定める使用条件の外、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) キャラクター等の性格等は、別紙2「キャラクターの設定等」に適合したものであること。
- (2) 使用者は、無断でキャラクター等の改変をしてはならない。なお、この要綱において、キャラクター等の改変とは次に掲げるものをいう。ただし、高知県のホームページで公開しているイラストについては、改変にあたらぬものとする。
 - ア キャラクター等の色を変えること。
 - イ キャラクター等を変形または反転させること。
 - ウ キャラクター等に他のデザインを重ねること。
 - エ デザインの一部を切り取って使用すること。
 - オ キャラクターの名前を定められたものと異なる名前とすること。
 - カ キャラクター等の設定に追加、削除又は変更をすること。
- (3) 使用者は、キャラクター等を使用する際、著作権表示（©高知県）を必ず当該キャラクター等の周辺へ記載すること。
- (4) 使用者は、使用許諾書に記載された使用目的以外にキャラクター等を使用してはならない。
- (5) キャラクター等およびキャラクターの名前の使用により、使用者に損害が生じ、又は他人に損害を与えた場合は、当該使用者の責任において、その損害額を負担し、又は賠償しなければならないこと。
- (6) 使用の許諾を受けたパンフレット等を、許諾を受けた範囲を超えて増刷又は再放送等する場合及び許諾を受けた範囲を超えた行為を行う場合は、申請書を提出し、再度許諾を得ること。

2 課長は、使用者のキャラクター等の使用状況について、調査をすることができる。

3 使用者は、前項の場合において、正当な理由なく当該調査を拒み、若しくは妨げてはな

らない。

(使用許諾取り消し)

第8条 課長は、使用者は次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が第6条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 使用者または利用目的が第4条第1項に合致しなくなったとき。
- (4) 第6条の第3項及び第4項に該当することとなったとき。
- (5) 使用者が第7条の条件に違反したとき。
- (6) その他課長が取り消すことが適当と認めたとき。

2 前項に基づく処分により使用者に損害が生じた場合においても、高知県は一切の責を負わないものとする。

(その他)

第9条 使用者は、この要綱に定めるもののほか、県が別に示す取扱上の注意事項に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年1月28日から施行する。

この要綱は、令和4年8月19日から施行する。